

求人者のみなさまへ

職業紹介手数料返戻金制度について

事業所名 アイハーツ株式会社

【 1 3 - ユ - 3 0 7 0 0 1 】

【新 卒】

1. 甲への入社を承諾し、その後入社までの期間に入社を辞退した求職者に関して、既に甲が乙に紹介手数料を支払済の場合には、乙は、入社辞退の発生月の翌月末日までに、当該辞退者に関する紹介手数料を、甲の指定する振込先銀行口座へ振り込み返金するものとする。なお、振り込み手数料は乙の負担とする。
2. 甲への入社を承諾後、インターンシップ等を実施し、求職者が辞退を申し出た場合、既に甲が乙に紹介手数料を支払済の場合には、乙は、入社辞退の発生月の翌月末日までに、当該辞退者に関する紹介手数料の内、70%を甲の指定する振込先銀行口座へ振り込み返金するものとする。なお、振り込み手数料は乙の負担とする。

【中 途】

1. 乙は、採用者が入社日より3か月経過せずに自己都合(死亡、病気、甲の責めに帰すべき事由を除く。)を理由に退職した場合は、以下の区分に応じ、前条の手数料の一部を甲に返還する。
 - (1)入社日より1か月未満:70%
 - (2)入社日より1か月以上2か月未満:50%
 - (3)入社日より2か月以上3か月以内:20%
2. 甲が前項の返還を希望する場合、甲は採用者の退職日より5営業日以内に乙に対し退職の事実を書面により通知するものとし、乙はこれを受け採用者の退職を確認した上で甲へ返還する。